

「霧島商工会議所会報チラシ折込発送サービス」運用基準

1. チラシ折込発送サービス（以下、「本サービス」）は、霧島商工会議所（以下、「甲」という。）の会員（以下、「乙」という。）の販路拡大及び発展に資することを目的とする。
2. 本サービスの利用者は、甲の会員とする。但し、官公庁又はこれに準ずる団体等からの利用申し出については、専務理事に於いて必要と認めたものについてはこの限りではない。
3. 本サービスは、甲の発行する「霧島商工会議所ニュース」に上記1の書類等を折込をして、配布するものであり、折込する書類等の内容及び利用に対して信用を供与するものではない。

また、乙は下記事項を遵守しなければならない。

 - （1）公序良俗に反しないこと。
 - （2）関係法規に違反しないこと。
 - （3）政治性、宗教性がないこと。
 - （4）虚偽、または誤認される恐れがないこと。
 - （5）他の会員、消費者へ不当な不利益を与える恐れがないこと。
 - （6）投機性のないこと。または、投機性がないと判断されること。
 - （7）その他、当該サービスの運用上不適切と認められないこと。
4. 折込物の内容については、甲が事前審査を行い前条に反する、或いはその他の理由により不適切と認められる場合、本サービスを利用することはできない。なお、サービス実施月において、やむを得ない事情が生じた場合は、乙と協議して当該実施を繰り下げることがある。
5. 本サービスの折込先は会員事業所、折込日は事務局が別途定める指定日とする。
6. チラシ及び広告の内容に関する責任はすべて乙に帰属する。
7. 本サービスに関する手続き上のトラブルは双方誠意をもって対応する。また、当該サービスにより生じた取引上のトラブル等については甲は一切の責任を負わない。
8. 折込料金は、甲が別途定める料金体系に基づき、請求書記載の期日までに支払いを完了すること。
9. 「霧島商工会議所ニュース」に折込する書類は、原則としてチラシ、パンフレット類とする。サイズはB5またはA4以下とする。B4、A3以上の場合は規定のサイズに折った状態で折込むこととする。また、パンフレットは、重量を30g以下までとする。
10. 「霧島商工会議所ニュース」に折込するチラシは必要部数を事務局が指定する日までに総務企画課へ持参するか、郵送することとする。また、残部が生じても返却はしないこととする。
11. 本サービスは、原則として毎回8社（申込先着順）までとし、利用月が乙の希望にそえない場合がある。また、折込の順番も順不同とし乙の希望にはそえない。

「霧島商工会議所会報チラシ折込発送サービス」利用申込書

- (甲) 霧島市国分中央三丁目 44 番 36 号
霧島商工会議所 会頭

運用基準に同意し、本サービスの利用を申し込みます。

年 月 日

- (乙) ・住所
・事業所名
・担当者名

印

【問い合わせ先】

霧島商工会議所 総務企画課

TEL 45-0313

FAX 45-5662

E-mail dai@kirishima-cci.or.jp